

議案第 8 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（派遣職員の給与）

第 3 条の 2 派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

第 4 条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与に関する条例等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。

( 提案理由 )

平成 3 0 年度以降に職員の派遣を予定していることから、職員の派遣先に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加える必要がある。